

社団法人 青森県畜産協会

1 マネジメント評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価		所管課評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)経営理念・基本目標・中長期経営計画、提言への対応	A	A	A	A
(2)事業内容等	A	A	A	A
(3)組織体制等	B	A	B	A
(4)事業遂行の効率性・有効性	B	A	B	A
マネジメント評価総合	B	A	B	A

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

これまでの経営評価シートの作成等により、業務等の自主評価と点検方向が示されたものと考えている。今後も業務等の見直しを行うとともに、事業等の広報対策に積極的に取り組む必要があると考えている。

2 財務評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)フローチャートによる評価	C	A
(2)財務分析比率による傾向	++	++

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

財務分析の当期正味財産増減額等からフローチャート評価において「A」評価となっているが、これは、肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補助金の基金繰入処理に伴うものであり、これらを調整した場合は「C」評価となる。  
財政的に補助金の占める割合が高いのは、協会の業務内容によるものであり、事業の見直しなどにより自主財源の確保により、安定的な財政基盤の拡充を図る。

3 今後対処すべき課題

公社等コメント	所管課コメント
国・県の施策を補完遂行する組織としての役割を踏まえ、生産者等の負託に応えられる組織体を目指し、職員の育成強化と自主財源の確保による財政の充実を図り、より総合的な事業展開を目指していく必要がある。	新たな組織の運営基盤の強化のため、独自の事業の実施や運営の見直しなどによる自助努力を行うとともに、県からの財政支援を抑制するための組織の構築に努めており、その実効性が期待される。 さらに今後は、「青森県における畜産関係団体の再編統合の基本的な考え方」に沿った他の畜産公益法人との統合を進めるための検討が必要であり、県としてもその実現に向け誘導していく。 なお、当年度の財務評価結果が「A」となっているものの、当協会によるコメントのとおり補助金の基金繰入処理に伴うものであり、実質の評価が「C」となるのは止むを得ない。

#### 4 公社等経営評価委員会のコメント

本法人と所管課のマネジメント評価は、概ね妥当である。

本法人は、平成15年7月に(社)青森県家畜畜産物衛生指導協会、(社)青森県畜産会及び(社)青森県肉用牛協会が統合してできた法人であり、当初は統合間もないこともあり、組織の統合効果は出ていなかったが、平成16年度は役員手当や理事会開催経費、賃借料などの管理費の節減を行うとともに、負担金を減額し、会員から評価されるなど統合効果は出てきているので、今後も引き続き統合の成果を挙げるよう努力してほしい。

人件費の補助金への依存度が高い(畜産経営支援部は50%を越える)一方で補助金は削減される方向にあることから、自主財源の確保が重要であるが、現在検討されている財源確保のための経営診断による手数料の確保や予防注射事業の拡大などのアイデアについての実現可能性を調査し、スケジュールを含む具体案を策定してほしい。

また、当委員会は、次のステップとして他の畜産関係5団体と統合し、生産、財務、マーケティングを総合的に支援する体制とすることを求めるものである。統合に関しては設立の経緯、育種、中央団体の違い等、障害がいろいろ存在すると想定されるが、大局的な観点から利用者の視点に立ってメリットがあると考えられるので、前向きに検討してほしい。

財務評価については、本法人のコメントにもあるように形式的には「A」評価となっているが、補助金の基金繰入処理に伴い独立採算過不足額がプラスとなっているもので、これらを考慮した評価は「C」となり、この評価が妥当であると考えられる。補助金が収入の大部分を占める本法人の事業の特性上、独立採算制の観点からは「C」評価となるのはやむを得ないが、引続き経費削減等の経営合理化・自主財源の確保に努めてほしい。

また、経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐという役割を担う「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくことを当委員会は求めるものである。

# 法人の概要

6月1日 現在

法人の名称	社団法人 青森県畜産協会		代表者職氏名	会長 渡部 毅	所 管 課	畜産課
設立年月日	昭和49年 2月 8日	事務所の所在地 (電話番号)	〒030-0802 青森市本町5丁目5番21号 017-722-4331			

## 組織構成

理事・役員数	常勤 1 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 1 名	非常勤 13 名	合計 14 名
監事・監査役数	常勤 0 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 0 名	非常勤 2 名	合計 2 名
職 員 数	常勤 9 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 2 名	非常勤 4 名	合計 13 名

臨時職員は非常勤に含む。

## 基本財産・資本金等

		うち県の出資等額	県の出資等比率
基本財産・資本金	83,000 千円	25,000 千円	30.1 %
基 金	50,000 千円	0 千円	0.0 %
合 計	133,000 千円	25,000 千円	18.8 %

## 主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	25,000	30.1
2 上十三地区家畜衛生推進協議会	21,890	26.4
3 全国農業協同組合連合会青森県本部	7,000	8.4
4 中南地方家畜衛生推進協議会	7,000	8.4
5 西北五地区家畜衛生推進協議会	6,400	7.7
6 青森県獣医師会	5,000	6.0
7 三八畜産衛生協議会	4,800	5.8
8 むつ地区家畜衛生推進協議会	2,250	2.7
9 青森県信用農業協同組合連合会	2,000	2.4
10 東青地区家畜衛生推進協議会	1,400	1.7

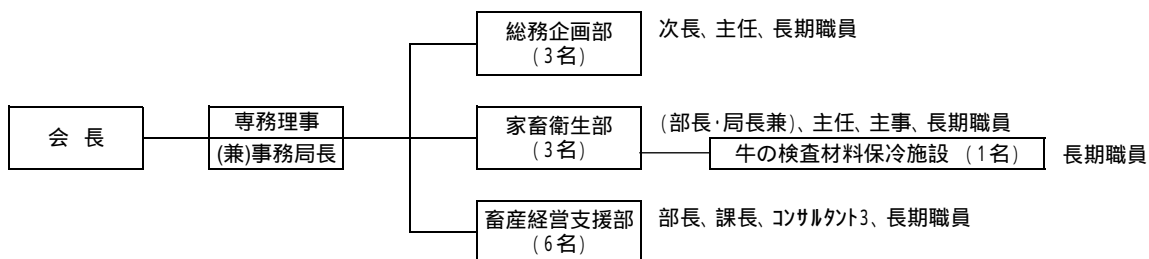
## 会 員 数 (社団法人対象)

区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法 人	84	2		86
個 人	0	0		0

## 寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	有 ( 年 月より)	⊖無
指定寄付金の有無	有 ( 年 月 日~年 月 日)	⊖無

## 組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



## 設立目的

家畜及び畜産物の生産、品質向上並びに流通及び価格の安定を図り、もって畜産の振興と畜産経営の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 設立の背景

- (1)家畜伝染病の発生予防、まん延防止のための検査、注射、消毒等の防疫措置については、家畜伝染病予防法の規定に基づいて、国及び県が実施してきた。
- (2)しかし、昭和30年代以降、家畜の多頭羽飼育による大型化の進展に伴い、疾病の発生は複雑多岐な発生様相を示し、加えて交通機関の発達によって、家畜・畜産物の交流が複雑、かつ広域化し、家畜伝染病の急速なまん延並びに海外悪性伝染病の侵入が懸念される状況となってきた。
- (3)また、食生活の多様化、高度化と相まって、畜産を農業の基幹部門と位置づけ、その安定的発展を図るための基盤として家畜衛生が重要な課題とされ、また、安全な畜産物の供給に対する社会的要請も一段と高まってきた。
- (4)このような情勢のもとで、家畜の所有者が自ら行う自主的防疫措置の励行が益々重要となってきたことから、昭和46年に家畜伝染病予防法が一部改正され、家畜の所有者に自己の所有する家畜を伝染病から予防するための自主的防疫措置の努力を義務づけた規定が加えられた。
- (5)この自主的防疫措置を助長するため、昭和47年6月に任意団体として発足し、昭和49年2月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会が設立された。
- (6)近年、高齢化、後継者不足等を背景とした農家戸数の減少、畜産環境問題の深刻化など、畜産経営を取り巻く環境が変化してきたので、今後の畜産情勢の変化に的確、かつ柔軟に対応し、総合的な組織体制の整備を図るため、平成15年7月1日に(社)青森県家畜畜産物衛生指導協会、(社)青森県畜産会及び(社)青森県肉用牛協会が統合し、(社)青森県畜産協会として発足した。

## 事業内容

- (1)畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導に関する事業
- (2)畜産に関する調査・研究及び情報の提供に関する事業
- (3)畜産農家等が組織する団体の運営の指導に関する事業
- (4)畜産に関する技術・知識の普及啓発並びに畜産指導員の教育及び要請に関する事業
- (5)家畜防疫互助基金及び肉用牛肥育経営安定基金に関する事業
- (6)家畜の健康保持等に関する技術の指導及び自衛防疫の推進に関する事業
- (7)畜産物に関する衛生指導及び検査に関する事業
- (8)その他協会の目的を達成するために必要な事業

# マネジメント

## 1 経営理念、中・長期経営計画

### (1) 経営者の経営理念・基本目標等

衛生指導及び予防接種等の自衛防疫は、家畜防疫の基礎をなすものであり、国・県が行う国家防疫との調和と連携を図りながら推進する。

自衛防疫組織の要となる農協等の広域化や市町村の合併、更には指定獣医師の高齢化と獣医師の不在地域の発生等を踏まえた、新たな自衛防疫体制の検討及び堅持を図る。

BSEの早期根絶と生産者や消費者の安心と信頼を回復するための死亡牛の円滑かつ適正な処理体制の構築と検査の推進を図る。

畜産農家の育成強化のため、経営診断、担い手の育成及び環境保全対策等の強化を図る。

運営基盤確立のため、事業及び運営等の見直しによる自助努力を行いながら運営改善を図り、生産者の負託に応えられる組織体制を構築する。

再編統合の経験を踏まえ、次の段階の検討。

### (2) 前年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

豚コレラ予防接種中止後、3年を経過したが異常豚の発生・確認もなく、指定獣医師による豚丹毒の予防接種を通じて、養豚場に対する衛生指導の徹底が図られた結果であると評価している。

新しい家畜防疫互助事業(豚コレラ・口蹄疫等)を重点事業として進めた結果、1,262戸の加入があり、本事業の普及啓発が適切に行われた結果であると評価している。

BSE対策である死亡牛の円滑な収集・輸送及び適正な処理体制の整備を行い、16年度から始まる「牛の検査材料保冷施設」におけるBSE検査体制の整備が図られたものと評価している。

肉用牛の肥育経営安定に資するための肉用牛肥育経営安定対策事業は、15年度に17,654頭の補てん金が交付され肥育経営の安定が図られ、事業が第2業務年間に移行した。

平成12年度から畜産関係団体における再編統合の検討を進めてきた結果、3団体が統合して平成15年7月1日に(社)青森県畜産協会として新組織体制に移行し、組織体制の強化と事業内容の拡充が図られたものと評価している。

### (3) 当年度における経営者の経営目標

BSE特別措置法に基づく、24か月齢以上の死亡牛の「牛の検査材料保冷施設」におけるBSE検査の推進

豚コレラ予防接種中止に伴う、養豚場に対する衛生管理向上の技術指導の徹底

牛ヨーネ病の自主検査の徹底と陽性牛との同居牛の自主淘汰の推進

伝染性疾病の予防接種の推進

家畜排せつ物法に基づく、家畜排せつ物の管理の適正化指導の強化

担い手育成等による畜産経営の安定と生産性向上の推進

インターネット等による畜産経営情報の提供

青森県畜産まつり(催事、畜産共進会、畜産相談)の協賛と支援

公共育成牧場の経営合理化対策に対する支援

### (4) 中・長期経営計画の状況

14年度に策定済み、15年度に団体統合のため16年度に新たに計画策定

計画の策定状況	( 14年度 ~ 20年度 )	前年度までに策定済
		当年度策定

## 2 事業内容等

### (1) 当年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益区分	直営・委託区分	金額(千円)	全体事業費に占める割合(%)	事業内容	
<b>(家畜衛生対策)</b>							
豚丹毒予防接種向上対策事業	補助	公益	直営	2,335	0.1%	豚丹毒予防接種の推進に係る市町村の高上げ助成	
家畜生産農場浄化支援対策事業	補助	公益	直営	67,559	3.5%	ヨーネ病対策、オーエスキー病などの疾病の予防接種対策	
家畜防疫互助基金造成等支援事業	補助	公益	直営 (一部委託)	3,235 (1,000)	0.2%	豚コレラ、口蹄疫等の互助基金の加入推進(農協等へ契約事務の一部委託)	
生産育成地馬防疫推進事業	補助	公益	直営	3,621	0.2%	馬疾病の予防接種対策	
死亡牛緊急検査円滑化整備事業	補助	公益	直営 (一部委託)	22,500 (300)	1.2%	死亡牛の円滑な収集・輸送・適正な処理及びBSE検査の推進(整理票の確認事務の一部委託)	
馬自衛防疫体制確立推進事業	受託	公益	直営	1,280	0.1%	馬の飼養実態調査及び研修会の開催	
自衛防疫強化対策事業	自主	公益	直営	1,000	0.1%	自衛防疫の計画調整会議、研修会の開催及び広報対策	
自主防疫推進事業	自主	公益	直営	67,871	3.5%	協会単独の疾病予防接種対策	
総合指導事業	自主	公益	直営	2,000	0.1%	地域防疫活性化対策	
自衛防疫指導委託事業	自主	公益	委託	3,480	0.2%	自衛防疫事業に係る事務の一部委託	
<b>(畜産経営支援対策)</b>							
畜産経営指導技術推進事業	補助	公益	直営	1,614	0.1%	畜産経営技術の指導推進対策	
畜産経営指導等推進事業	補助	公益	直営	15,430	0.8%	畜産コンサルタント等による畜産経営技術の総合的な支援指導対策	
畜産技術普及奨励事業	補助	公益	委託	2,560	0.1%	畜産に関する知識の普及啓発と生産者の意欲向上のため畜産まつり(畜産共進会)を委託事業で開催	
公共牧場活性化対策事業	補助	公益	直営	6,996	0.4%	公共牧場の業務の強化と経営の合理化を推進する	
担い手集中経営支援体制整備事業	補助	公益	直営	3,115	0.2%	経営データの調査・分析等による担い手の経営支援	
畜産環境保全指導事業	補助	公益	直営	3,353	0.2%	家畜排せつ物の適正な処理指導、技術の普及啓発	
肉用牛肥育経営安定対策事業	補助	公益	直営 (一部委託)	24,800 (8,000)	1.3%	肉用牛の肥育農家の経営安定の推進対策(個体確認など事務の一部を委託)	
経営技術高度化推進事業	受託	公益	直営	5,176	0.3%	畜産経営支援指導及び地域畜産支援指導対策	
肉用牛生産効率化推進調査事業	受託	公益	直営	1,168	0.1%	地方特定品種の経営実態調査	
畜産特別資金指導事業	受託	公益	直営	1,000	0.1%		
貸付事業指導等事業	受託	公益	直営	1,183	0.1%	資金貸付けの計画作成指導及び貸付後の計画達成指導	
肉用牛肥育経営安定対策推進事業	自主	公益	直営	2,400	0.1%	肉用牛肥育経営安定対策事業の円滑な推進のため委託事務に要する経費への助成	
<b>(特別会計)</b>							
牛の検査材料保冷施設特別会計	受託	公益	直営	8,822	0.5%	24ヵ月齢以上の死亡牛に係るBSE検査のための保管と施設の運営	
肉用牛肥育経営安定対策特別会計	補助	公益	直営	1,641,511	84.2%	肉用牛の肥育経営安定のための積立金の管理	
肉用牛高齢者経営等労働力支援対策特別会計	補助	公益	直営	5,249	0.3%	肉用牛ヘルパー利用組合のヘルパー活動の支援	
公益事業支出				1,950,216 千円		直営事業支出	1,934,876 千円
収益事業支出				0 千円		委託事業支出	15,340 千円
当期支出( + )				1,950,216 千円		当期支出( + )	1,950,216 千円
/				100.0 %		/	99.2 %

## (2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
家畜生産農場清浄化支援対策事業				予防対策、抗体検査等 延べ 110,900頭
過去の実績 (単位:頭)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	129,514頭	120,669頭	114,397頭	ヨーネ病血清検査、オーエスキー病抗体検査及び各種疾病の予防接種等により、農場の清浄化を図るため、地区家畜衛生推進協議会及び県機関と協議し、実績等を勘案して設定。

事業名				目標値
家畜防疫互助基金造成等支援事業				互助契約(継続) 1,262戸(416,596頭)
過去の実績 (単位:頭)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	332,281頭	217,155頭	416,596頭	家畜防疫互助基金の普及啓発を図り、前年度の加入戸数の継続加入を推進。

事業名				目標値
死亡牛緊急検査円滑化整備事業				死亡牛の適正処理 2,500頭
過去の実績 (単位:頭)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	-	-	2,174頭	BSEを早期に根絶し、生産者や消費者の安心と信頼を回復するため、死亡牛の適正な処理と検査体制の強化を図るため、関係団体、業者及び県機関と協議して設定。

事業名				目標値
自主防疫推進事業				予防接種 95,000頭
過去の実績 (単位:頭)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	13,710頭	13,259頭	108,276頭	豚丹毒をはじめとする各種疾病の予防接種により、農場の清浄化を図るため、地区家畜衛生推進協議会及び県機関と協議し、実績等を勘案して設定。

事業名				目標値
担い手集中経営支援体制整備事業				経営体の調査 30戸
過去の実績 (単位:戸)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	-	-	90戸	重点かつ効率的な経営支援、指導を実施するため、関係機関と協議して設定。

事業名				目標値
肉用牛肥育経営安定対策事業				契約頭数 25,000頭 補てん金交付可能額 574,000千円
過去の実績 (単位:頭)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	-	-	26,314頭	肉用牛の肥育牛経営の安定を図るため、生産者からの申込及び実績を勘案して、関係機関と協議して設定。





### 3 組織体制等

(1) 役職員数(6.1現在)

(単位:人)

項目		前々年度	前年度	当年度
常勤役員	県派遣職員	0	0	0
	県職員OB	1	1	1
	民間からの役員	0	0	0
	プロバ-職員	0	0	0
	小計	1	1	1
常勤職員	県派遣職員	0	0	0
	県職員OB	0	2	2
	プロバ-職員	3	6	7
	小計	3	8	9
非常勤役員	県・市町村関係	4	3	3
	民間からの役員	9	13	13
	小計	13	16	16
非常勤職員	県職員OB	0	0	0
	その他の職員	0	0	0
	小計	0	0	0
臨時職員		1	1	4
計( ~ )		18	26	30

(2) 職員の年代別構成(6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ-職員	1	4		2		7
県派遣職員						0
県職員OB	2					2
非常勤職員						0
臨時職員		1	1	2		4
計	3	5	1	4	0	13

(3) 職員の勤続年数別構成(6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ-職員	1	2	1		3	7
県派遣職員						0
県職員OB					2	2
非常勤職員						0
臨時職員					4	4
計	1	2	1	0	9	13

(4) 役職員の見直し内容

前々年度	前年度	当年度
会計監査を公認会計士事務所に委託したため、監事を3名を2名に削減した。	畜産関係団体(3団体)の再編統合により、役員を理事15名、監事2名とした。また、職員は4名から9名となった。	なし

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 法人独自の給与体系	1 有 ( 年 月予定)
② 県の給与体系を準用	② 無
3 その他 ( )	3 その他 ( )

給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。

--

(6) 経営情報等の情報公開の状況(複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
1 自ら積極的に公開している	① 貸借対照表	① 事務所等に備え付け	
② 情報開示請求等があれば公開している	② 損益計算書、収支計算書等(概要のみも可)	② 広報誌、新聞等、インターネット、公告	
3 その他( )	③ 事業内容、計画等	3 議会において説明等	
	4 その他( )	4 その他( )	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7) 内部監査(当該業務担当者以外の者による相互監査)の実施状況

	支出事務	契約事務	財産管理事務
1. 内部監査規程の名称	なし		
2. 実施頻度			
3. 内部監査で指摘された事項			

(8) 職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
経営指導技術向上に係る新任基礎研修	中央畜産会	1	平成15年度
経理講習会	全国衛指協	2	平成15年度

(9) 人事交流の実施状況

人事交流の実績	実施年度
なし	へ 名派遣
	へ 名派遣
	へ 名派遣
	から 名受入
	から 名受入
	から 名受入

4 マネジメント評価 ( 5段階評価 5:非常に良い 4:良い 3:普通 2:悪い 1:非常に悪い )

当法人は、「大規模民法・特別法法人」に該当  する  しない

(1) 経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 経営者の経営理念・基本目標を単に訓示する等にとどまらず、日常の経営活動の中で周知徹底しています。	4	4
(全法人) 事業対象について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを経営活動に活かすシステムがあります。	4	4
(全法人) 中長期経営計画と県の政策との整合性について、県の所管部局と十分に協議しています。	4	4
(大規模民法・特別法法人) 中長期経営計画の策定に際して、収支の相関関係をシミュレーションして設定しています。	4	4
(全法人) 中長期経営計画に基づき、年度別、事業別に経営数値目標を作成しています。	4	4
(全法人) 外部経営環境(社会経済動向・同業他法人の経営活動)の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがあります。	4	4
(全法人) 中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがあります。	4	4
(全法人) 公社等経営評価委員会等の第三者評価機関からの提言等について対応策を策定し、実施しています。	4	4
	<b>総合評価</b>	<b>A</b>

公社等コメント	所管課コメント
(「公社が自立的な経営を実践するため、経営の裁量権の幅について現在より拡大する必要があるか。」について、コメントしてください。 必要がある場合、「経営の裁量権の幅の拡大について、県の所管課に要求するなど、具体的に行動しているか。」について、コメントしてください。)	
協会が自立的な経営を行うためには、自主財源の確保が最優先の課題であると考えている。  しかし、当面課題となっている生産者対策を実施するためには、補助事業等を有効に活用した対応が必要となっているところである。	平成15年7月に県家畜産物衛生指導協会、県畜産会、県肉用牛協会の3団体が再編統合し、畜産の経営技術指導や家畜・畜産物の衛生対策、肉用牛の改良などを総合的に支援・指導する新たな体制となり、2年目を迎えている。  再編以前から家畜伝染病の予防のための自主的な防疫措置に取り組んでいるのを始め、近年の畜産物に対する消費者の安全・安心に対応し、新たに鳥インフルエンザ等に対する防疫対策推進のほか、BSE対策として法律で定められた24か月以上の死亡牛の検査材料保冷施設での保管業務を本格的に実施したことや、シャモロックの生産集団育成事業を開始するなど受益者の要望する畜産振興に必要な事業を迅速、かつ、フレキシブルに実施できる体制がほぼ整備されているので、既に幅広い経営の裁量権を有していると思われる。

(2)事業内容等

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 個別の事業の目標は、経営数値で具体化しています。	4	4
(全法人) 当該事業を遂行する上で必要な目標経営数値を設定するに際して、組織構成員が責任をもって参画しています。	4	4
(全法人) 個別の事業の目標経営数値と実績値を比較し、差異の原因分析をしています。	4	4
(全法人) 前項の原因分析に基づき対応策を策定し、それを実施しています。	4	4
(全法人) 個別の事業内容は、外部経営環境の変化に応じて見直ししています。	4	4
(全法人) 民間や他の団体が担える事業を実施していない。	4	4
(全法人) 実施事業の広報活動について、積極的に取り組んでいます。	4	4
(大規模民法・特別法法人) 受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切です。	4	4
	<b>総合評価</b>	<b>A</b>

公社等コメント	所管課コメント
<p>協会の行っている主な事業は、BSEをはじめとする家畜衛生対策については、国・県が行う国家防疫と調和を図りながら推進している。</p> <p>また、畜産経営支援対策は、担い手確保、家畜排せつ物処理及び肉用牛肥育経営安定対策と畜産経営の根幹に係る事業を行っている。</p> <p>今後も国・県の行う施策と連携を図りながら畜産に関する総合的な支援・指導事業を実施する。</p>	<p>(「当法人が行っている事業は、今後も全て継続すべきだと考えているか。」については、必ずコメントしてください。)</p> <p>県の畜産団体の中核組織である協会が実施している家畜衛生対策事業や畜産経営支援対策事業は、そのほとんどが公益事業として、公正中立な立場から指導、審査等を経て実施する性格のものであり、その専門性等を勘案した場合、民間や他の団体が担うことは現状では困難と思われ、引き続き当協会が担っていくことが適当と思われる。</p>

(3)組織体制等

評価項目	公社等自己評価	所管課評価
(全法人) 事業の必要性、公共性等の事業の意義及び設立目的と第三セクター活用の妥当性について、評価システム(外部、設立団体、内部等)をもっています。	4	4
(全法人) 理事会は形骸化せずに、経営上の重要な事項(経営組織の変更、一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)について意思決定をするなど、有効に機能しています。	4	4
(全法人) 監事監査による具体的な指摘事項がなされたり、必要十分な時間により監査が実施されるなど、監事監査が実効性をもって実施されています。	4	4
(全法人) 目標経営数値を達成するため、業務遂行上の権限・責任が組織構成員に対して明確です。	4	4
(全法人) 県派遣職員及び県職員OBを必要最少限度にして、人事組織面において自主経営を確立しています。	4	4
(全法人) 内部統制のあり方を定期的に見直しています。	4	4
(大規模民法・特別法法人) 組織が硬直化しないように、組織(課・係の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っています。	4	4
(全法人) 同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っています。	4	4
(全法人) プロパー職員の役員・管理職登用を行っています。	4	4
(全法人) 役員報酬は経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	4	4
(全法人) 職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	4	4
(全法人) 適正な人事評価制度を導入しています。	4	4
(全法人) 職員に対する自己啓発の支援、及び研修等の教育システムを持っています。	4	4
(全法人) 職員の経営への積極的な提案を具体的に取り上げています。	4	4
(全法人) 経営情報等の情報公開を、県民に対し、積極的に行っています。	4	4
	<b>総合評価</b>	<b>A</b>

公社等コメント	所管課コメント
<p>職員の配置転換は、専門的な知識(畜産コンサルタント)を必要とする事業や人間的にまだ難しいので、団体の再編統合から1年が経過したことに伴い、大幅な事業及び事務の分担換えを行った。</p> <p>知識の習得と能力の向上を図るため、職員を中央団体の行う研修会等に積極的に参加させた。</p>	<p>役員については、団体再編後に17名に抑制しており、かつ、常勤役員は最小限の1名であり、適正規模である。</p> <p>常勤職員は当年度9名と前年度に比べ1名増、臨時職員は当年度4名と前年度に比べ3名増の合計で4名増加したが、これは再編統合後に新たにBSE対策として死亡牛の検査材料保管施設での保管及び検査を開始したのを始め、新規事業を導入した結果であり、最小限の人員増加となっている。</p> <p>監事監査は、統合前の平成14年度から実施している外部監査を引き続き継続している。</p>

(4) 事業遂行の効率性・有効性

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業遂行の効率性向上のため、事務処理の問題点の把握や原因分析を積極的に行っています。	4	4
(全法人) 把握された事務処理の問題点に対する改善を行っています。	4	4
(大規模民法・特別法人) 事業毎の収支管理を行っています。	4	4
(全法人) 管理費削減のために支出項目の分析を行っています。	4	4
(全法人) 管理費削減のために具体的な改善を行っています。	4	4
(全法人) 業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫しています。	4	4
(大規模民法・特別法人) 効率的かつ有効な業務遂行のために外部委託を行っています。	4	4
(大規模民法・特別法人) 外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確です。	4	4
(全法人) 取引相手先が固定化していない。	4	4
(全法人) 金融機関等に対する金利交渉等を行っています。	4	4
(全法人) 資金運用、投資先を定期的に見直ししています。	4	4
(全法人) 保有資産の含み損はない。	4	4
(全法人) 回収困難な債権が増加していない。	4	4
(全法人) 実践した施策遂行の結果を評価しています。	4	4
(全法人) 前項の評価を開示しています。	4	4
	<b>総合評価</b>	<b>A</b>

公社等コメント	所管課コメント
<p>効率的な事業・事務の遂行のため、今後とも改善の検討を進める。</p>	<p>農畜産業振興機構や地方競馬全国協会からの助成金が年々減少している中において、自主財源割合が低い現状では、より適正な管理費の執行が求められる。</p> <p>また、限られた人数で実施事業が多岐にわたりまた件数も多いことから、計画的な事務執行を行うとともに事務処理の問題が発生した場合の原因分析などの対応に遅れが出ることのないように管理体制をより充実させなければならぬ。</p>

# 財務

## 1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

### (1) 収支計算の概要

(単位: 千円未満四捨五入)

収入の部		前々年度	前々年度	前年度
ア	基本財産運用収入	327	546	124
イ	入会金収入	0	0	0
ウ	会費収入	3,220	3,170	9,585
エ	事業収入	144,326	143,276	133,867
オ	補助金等収入	146,781	134,566	576,440
カ	負担金収入	0	0	515,090
キ	受託収入	1,890	1,639	13,001
ク	寄付金収入	0	0	0
ケ	運用財産受取利息	1,344	741	25
コ	雑収入	133	56	471
サ	基本財産収入	0	0	0
シ	固定資産売却収入	0	0	0
ス	敷金・保証金戻り収入	0	0	0
セ	借入金収入	0	0	0
ソ	特定預金取崩収入	0	0	531,619
タ	他会計受入収入	0	0	719
チ	当期収入合計	298,021	283,994	1,780,940
ツ	前期繰越収支差額	8,704	4,695	10,083
テ	収入合計	306,725	288,689	1,791,024
支出の部				
ト	事業費	247,478	234,379	1,053,964
ナ	管理費	29,082	31,107	95,455
	ニ (うち人件費)	16,170	15,576	16,859
ヌ	固定資産取得支出	0	0	0
ネ	敷金・保証金支出	0	0	0
ノ	借入金返済支出	0	0	0
ハ	特定預金支出	25,469	15,171	630,808
ヒ	他会計繰入支出	0	0	719
フ	当期支出合計	302,030	280,657	1,780,945
ヘ	当期収支差額 チ - フ	4,009	3,337	5
ホ	次期繰越収支差額	4,695	8,032	10,079

### 注1 正味財産増減計算書より

#### 増加の部

マ	退職給与引当金取崩額	0	0	44,525
ミ	その他の引当金取崩額	0	0	27,986

#### 減少の部

ム	固定資産除売却額	0	0	1,932
メ	固定資産減価償却額	4,700	5,369	4,843
モ	退職給与引当金繰入額	1,210	1,328	2,395
ラ	その他の引当金繰入額	24,259	13,843	2,000



**注1 減価償却方法**

(例:定額法による税法基準の償却率)

定額法による税法基準の償却を採用している。

償却過不足額	前々々年度	前々年度	前年度
償却不足額の当該年度分は <b>メ</b> に加味する。	0	0	0

**注2 退職給与引当金の引当方法**

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。

規程に基づき期末要支給額を積算し、期末帳簿残高との差額を引当計上している。

貸借対照表の負債の部に計上し、特定預金として留保している。

団体の再編統合に伴い、統合団体の支給規程に差があったため、統合時に職員に退職手当を支給して統合団体の引当金を精算した。

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

**注3 その他の引当金の種類と引当方法**

引当金の名称	引当方法
固定資産更新準備金	固定資産の更新時における財政負担を軽減し、更新を円滑に進めるため、減価償却相当額を準備金として計上。
家畜衛生対策等準備金	悪性伝染病等の発生防止対策、発生時における生産者などへの緊急防疫対策の支援及びこれら衛生対策の推進のため、予算の状況に応じて所要額を準備金として計上。
運営調整準備金	業務の安定的発展と円滑な推進のため、予算の状況に応じて所要額を準備金として計上。

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ラ** に加味する。

## (2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		前々々年度	前々年度	前年度
a	流動資産	231,997	253,250	554,052
b	固定資産	155,397	149,684	241,484
c	(うち基本財産 / 基本金)	83,020	83,020	83,000
d	(うちその他の固定資産)	72,377	66,664	158,484
e	資産合計	387,394	402,934	861,037
f	流動負債	72,081	67,722	78,329
g	(うち借入金)	0	0	0
h	固定負債	176,615	169,409	628,891
i	(うち借入金)	0	0	0
j	負債合計	248,696	237,131	707,220
k	正味財産	138,698	165,804	153,817
l	(うち当期増減額)	4,009	27,106	16,043

## (3) 内部留保金額

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
総資産額	387,394	402,934	861,037
(1) 財団法人における基本財産	83,020	83,020	83,000
(2) 公益事業を実施するために有している基金	50,000	50,000	50,000
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産	22,277	16,664	11,089
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	104,238	119,409	568,290
(5) 負債相当額	72,081	67,722	78,329
m 内部留保金額	55,778	66,119	70,329

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

## 財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

## (4) 補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	前々々年度	対全体収入比 (%)	前々年度	対全体収入比 (%)	前年度	対全体収入比 (%)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国	0		0		0	
	県	21,777	7.3	21,695	7.6	1,714	0.1
	その他	125,003	41.9	112,871	39.7	574,726	32.3
	小計	146,780	49.3	134,566	47.4	576,440	32.4
	2 うち、自主事業に係る補助金収入					39,797	2.2
無利子借入金による 利息軽減額の長期 プライムレートによる 試算額 3	国					0	
	県					0	
	その他					0	
	小計					0	
土地・施設等使用料 に係る減免額 4	国					0	
	県					0	
	その他					0	
	小計					0	
受託料収入 5	国	0		0		0	
	県	0		0		5,176	0.3
	その他	1,890	0.6	1,639	0.6	7,825	0.4
	小計	1,890	0.6	1,639	0.6	13,001	0.7
債務保証・損失補償 6	国					0	
	県					0	
	その他					0	
	小計					0	
そ の 他 7	国	0		0		0	
	県	0		0		0	
	その他	0		0		0	
	小計	0		0		0	
合 計		148,670	49.9	136,205	48.0	589,441	33.1

## 1～7の具体的内容

(15年度)

## 1. 補助金収入

## (1) 県補助金

畜産経営技術指導推進事業

## (2) その他

市町村

豚丹毒予防接種向上対策事業

農畜産業振興機構

死亡牛緊急処理施設整備事業

全国家畜畜産物衛生指導協会

家畜生産農場浄化支援対策事業外2

地方競馬全国協会

畜産経営指導等推進事業外2

中央畜産会

担い手集中経営支援体制整備事業外4

全国肉用牛協会

肉用牛広域改良普及事業外1

## 2. 受託収入

## (1) 県委託

経営技術高度化推進事業

## (2) その他

全国家畜畜産物衛生指導協会

馬自衛防疫体制確立体制推進事業

中央畜産会

生産・経営技術普及事業外9

畜産近代化リース協会

貸付事業指導等事業

## 2 財務分析

### (1) 損益計算書

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		前々年度	前年度	前年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	327	546	124
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	3,220	3,170	9,585
事業収入	エ	144,326	143,276	133,867
補助金等収入	オ	146,781	134,566	576,440
負担金収入	カ	0	0	515,090
受託収入	キ	1,890	1,639	13,001
寄付金収入	ク	0	0	0
運用財産受取利息	ケ	1,344	741	25
雑収入	コ	133	56	471
基本財産収入	サ	0	0	0
固定資産売却益(損)	シ - ム	0	0	1,932
退職給与引当金取崩額	マ	0	0	44,525
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	27,986
小計	リ	298,021	283,994	1,319,182
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	247,478	234,379	1,053,964
管理費	ナ	29,082	31,107	95,455
固定資産減価償却費	メ	4,700	5,369	4,843
退職給与引当金繰入額	モ	1,210	1,328	2,395
その他の引当金繰入額	ラ	24,259	13,843	2,000
小計	ル	306,729	286,026	1,158,657
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	8,708	2,032	160,525

### (2) 独立採算過不足額計算書

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		前々年度	前年度	前年度
計算式				
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	8,708	2,032	160,525
補助金等収入	1	146,780	134,566	
自主事業に係る補助金収入	2			39,797
利息軽減額の試算額	3			0
使用料減免額	4			0
独立採算過不足額( )	レ - 1 又は レ - 2 - 3 - 4	155,488	136,598	120,728

## (3)財務分析比率表

(単位:%・小数点1桁)

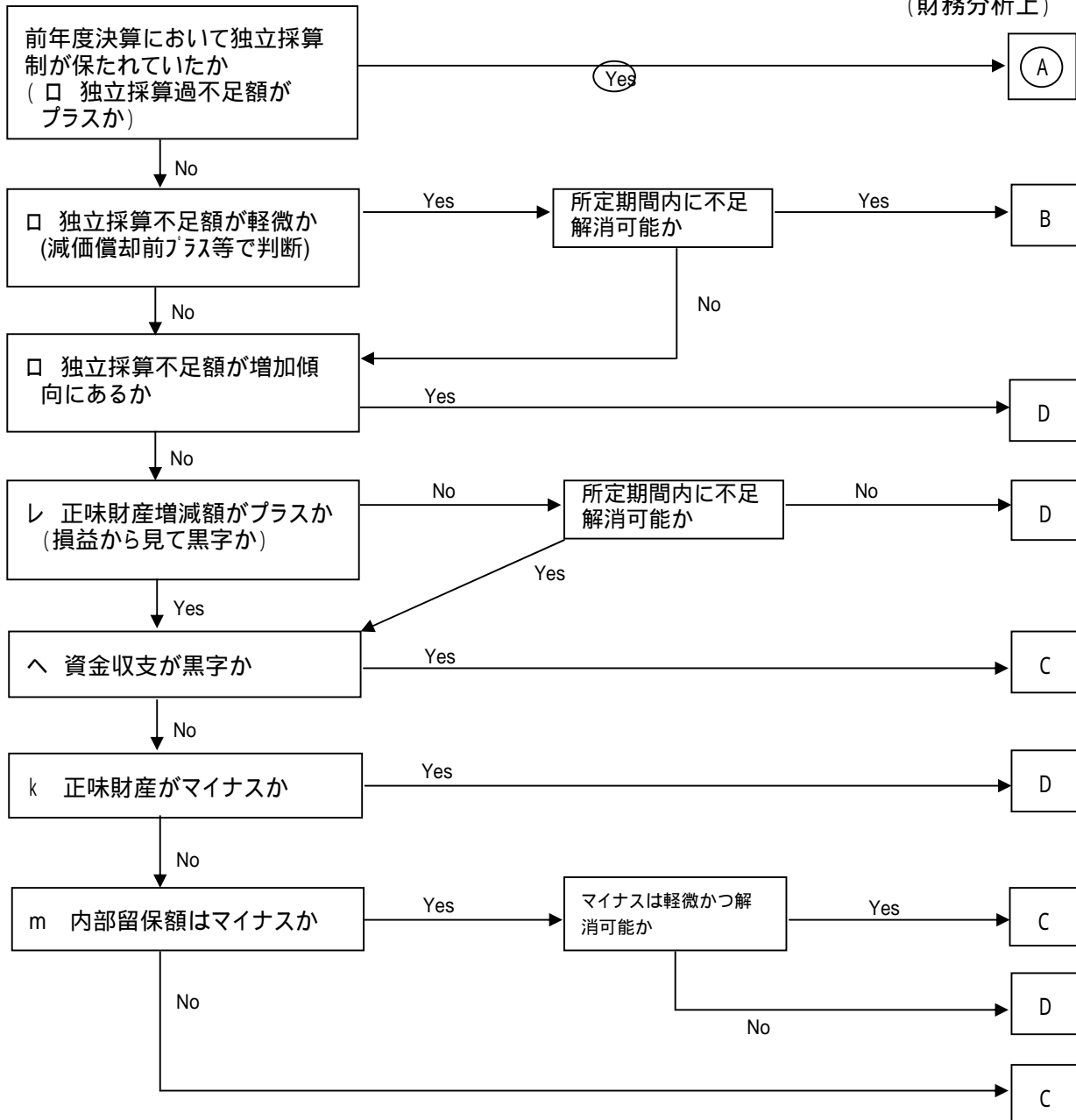
比率の名称	算式	前々年度	前々年度	前年度	傾向 (前年度/前々年度)
<b>健全性</b>					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 収入合計	18.7	23.3	3.9	
管理費比率	ナ 管理費 / フ 支出合計	9.6	11.1	5.4	
人件費比率	ニ 管理費(うち人件費) / ナ 管理費	55.6	50.1	17.7	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	0.0	0.0	0.0	
<b>採算性</b>					
独立採算過不足割合	ロ 独立採算過不足額 / (ト 事業費 + ナ 管理費)	56.2	51.5	10.5	
総収入対収支差額比率	ハ 収支差額 / ㊦ 収入合計	1.3	1.2	0.0	
1人当たり年間収入	㊦ 収入合計 / 総職員 (単位:千円)	59,604	28,399	127,210	
				上昇数	4
				横ばい数	1
				下降数	2
				評価	++

### 3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >

独立採算過不足額: 当期正味財産増減額から自主事業に係る補助金、無利子借入金による利息軽減額の長期プライムレートによる試算額、土地・施設等に係る減免額を差し引いた実質的な損益(p19)で、本県独自の指標。



(修正評価)

A: 良好  
 B: 概ね良好  
 C: 改善を要する  
 D: 大いに改善を要する

(2)財務評価に関するコメント

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

公社等コメント	所管課コメント
<p>協会の行っているBSEをはじめとする家畜衛生対策は、家畜防疫の基礎をなすものであり、国・県が行う国家防疫と連携を図りながら推進して行く必要がある。</p> <p>また、畜産経営支援対策は、担い手確保、家畜排せつ物処理及び肉用牛肥育経営安定対策などは、国・県の施策に基づく畜産経営の根幹に係るものであり、今後も国・県と連携を図りながら畜産に関する総合的な支援・指導を実施していく必要がある。</p> <p>財務的に補助金の占める割合が高いが、国・県の施策を補完遂行する組織としての役割を踏まえ、積極的に事業展開に取り組んだ結果である。</p> <p>当該年度の財務分析において160,525千円の当期正味財産増減額が表示されているが、肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補助金の基金繰入処理に伴うものであり、これらを勘案すれば独立採算不足の状況であり「C」評価が妥当である。</p> <p>今後は、国や県の財政事情から補助事業の見直しによる補助金の削減などが見込まれるため、協会運営に必要な自主財源割合を高めるため、団体の再編統合のメリットの一つである総合的な事業展開を図ることにより、財政基盤の安定化を図る。</p>	<p>県内の畜産関係団体の中核的な役割を果たす当協会は、国や県の施策を補完遂行する組織として、公益性の高い家畜衛生対策事業や畜産経営支援対策事業を実施し、本県畜産の振興に大きく寄与している。</p> <p>また、これら事業の実施については、再編統合のメリットを生かした総合的な支援・指導が可能となり、特に緊急を要した鳥インフルエンザ防疫対策やBSE関連対策としての死亡牛の検査材料保冷施設での保管業務などについて、県や関係機関との連携を図りながら積極的な取組みを果たしてきた。</p> <p>しかし、財源の確保については、農畜産業振興機構や地方競馬全国協会の助成金によるところが大きく、自主財源割合が4%程度と低いことから、安定的な自主財源確保が、最重要課題となっている。</p> <p>さらに年々これら団体からの助成金額が減少しており、協会運営のため、収益事業も視野に入れた自主財源確保事業の創設が必要となる。</p> <p>併せて、基盤強化を図ることや類似事業の窓口を一本化する観点からも他の畜産公益法人との統合を進めるための取組みを加速化していく必要があるため、県としてもその実現に向けて指導を強化していくこととする。</p>